令　和　６　年　度

大阪市内部統制評価報告書審査意見書

令和７年８月22日

大 阪 市 長　横　山　英　幸　様

　　　　　　　　　　　　　　　大阪市監査委員　　　　森　　　　伊　吹

同　　　　　　　　　　森　　　　恵　一

同　　　　　　　　　　大　橋　　一　隆

同　　　　　　　　　　土　岐　　恭　生

令和６年度大阪市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第５項の規定により、令和６年度大阪市内部統制評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目　　　次

令和６年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

頁

第１　大阪市監査委員監査基準への準拠 １

第２　審査の種類 １

第３　審査の対象 １

第４ 審査の着眼点 １

第５　審査の主な実施内容 １

第６　審査の結果 １

第７　大阪市内部統制制度に対する意見 ２

（別　紙）

令和６年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

**第１　大阪市監査委員監査基準への準拠**

令和６年度大阪市内部統制評価報告書に対する審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

**第２　審査の種類**

地方自治法第150条第５項に規定された内部統制評価報告書の審査

**第３　審査の対象**

令和６年度大阪市内部統制評価報告書

**第４　審査の着眼点**

監査委員による令和６年度大阪市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査するものである。

**第５　審査の主な実施内容**

令和６年度大阪市内部統制評価報告書について、「大阪市監査委員監査基準」に準拠し、総務省公表の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求め、実地調査で把握した内容を踏まえた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

**第６　審査の結果**

令和６年度大阪市内部統制評価報告書について、上記の第１から第５までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

**第７　大阪市内部統制制度に対する意見**

大阪市においては、内部統制活動、とりわけ不適切な事態の報告制度が定着してきており、軽微な事案を含め着実に報告されるようになっている。また、令和５年度大阪市内部統制評価報告書審査意見を受け、大阪市の内部統制活動は、財務に関する事務において、所属の事務負担を軽減しつつ、新たに重点的に取り組む課題を特定のテーマから各所属が選択することを制度化するとともに、文書管理事務や個人情報取扱事務において内部統制の手法を取り入れるなど、より有効な活動となるよう取組を進められている。

一方、令和４年度以降、不適切な事態の報告件数は増加傾向が続いており、令和６年度は過去最多となっている。

新たな取組の効果が出るまでには時間を要することは理解するが、内部統制活動を進めているにも関わらず、不適切な事態が多数発生しているという厳しい現状を踏まえ、大阪市として危機感をもって要因分析を進め、より効果的な取組を推し進めていく必要がある。

また、令和６年度に監査委員が実施した実地調査において、現在の大阪市の内部統制制度は複雑で作業量が多く、対象事務の担当者が内容を理解する余裕がないといった意見や、整備対象事務において取組を進めていても、不適切な事態はそれ以外の事務においても発生することが多い現状に苦慮しているなどの意見が見られた。

以上のことから、内部統制に係る取組の見直しに当たっては、各所属の実態や意見も踏まえ、仕組みの簡素化と事務の軽減を図りつつ、財務に関する事務に限定せず、各所属・各担当といった現場において、職員一人一人が自らの担当事務に内在するリスクへの対策に取り組む仕組みを構築することが求められる。

今後、所属長を先頭に管理職員の積極的なマネジメントのもと、職員一人一人が内部統制活動を我が事としてとらえ、不適切な事態の未然防止につながる活動に組織全体で取り組み、職員がその効果を実感できる内部統制活動に変革していくことを期待する。